

# IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(金融商品:分類・測定)(1/3)

	日本基準	IFRS
金融資産:分類・測定(現行:IAS 39)	<p>有価証券につき、下記4区分に分類</p> <p>①売買目的有価証券 時価で測定し、評価差額をPL計上</p> <p>②満期保有目的の債券 取得原価で計上し、特定の場合、償却原価で測定</p> <p>③子会社及び関連会社株式 取得原価で計上</p> <p>④その他有価証券 時価で測定し、評価差額(税効果適用後)を原則として純資産の部に計上。評価差益は純資産、評価差損はPLに計上する方法も認められる</p>	<p>下記4区分に分類</p> <p>①貸付金及び債権(L&amp;R) 当初公正価値で測定後、実効金利法による償却原価で測定</p> <p>②満期保有投資(HTM) 当初公正価値で測定後、実効金利法による償却原価で測定</p> <p>③損益を通じて公正価値で測定される金融資産(FVTPL) 当初公正価値で測定後、每期公正価値で測定し、評価差損益をPL計上</p> <p>④売却可能金融資産(AFS) 当初公正価値で測定し、每期公正価値で測定。評価差額を「その他の包括利益」に計上</p>
金融負債の分類・測定(現行:IAS 39)	<p>原則、債務額=BS計上額とする(但し一定の条件下で、償却原価法が認められる。)</p>	<p>①損益を通じて公正価値で測定される金融負債(FVTPL) 当初公正価値で測定後、每期公正価値で測定し、評価差損益をPL計上</p> <p>②それ以外の金融負債 当初公正価値で測定後、実効金利法による償却原価で測定</p>

## IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(金融商品:分類・測定)(2/3)

	日本基準	IFRS
<b>金融資産の分類・測定</b> <b>(改訂:IFRS9)</b>	(前頁参照)	<p>【改訂:IFRS9】IFRS第9号の発効日は削除されたが、引続き早期適用は認められる。</p> <p>注:IASBは、2014年2月の会議において、IFRS第9号の発効日を2018年1月1日以後開始事業年度とすることを暫定決定した。</p> <p>以下の2区分に分類する</p> <p>①公正価値で測定する金融資産</p> <p>株式については公正価値で測定し、公正価値の変動は損益を通じて認識する(FVTPL)か、当初認識時に公正価値の変動を「その他の包括利益(OCI)」に計上すること(FVTOCI)を選択(取消不能)することができる。この場合、その後の変動額は常にOCIに計上し、処分時等の売却損益もOCIに計上。ただし、受取配当金は損益(PL)に計上する。減損の対象外</p> <p>②償却原価で測定する金融資産</p> <p>当初認識時、公正価値で測定し、以後実効金利法による償却原価で測定。損益はPLに計上</p>
<b>金融負債の分類・測定</b> <b>(改訂:IFRS9)</b>	(前頁参照)	<p>公正価値オプションを指定する場合(次頁参照)を除き、金融負債の会計処理は、IAS39を原則として踏襲している。</p> <p>①損益を通じて公正価値で測定される金融負債(FVTPL)当初公正価値で測定後、每期公正価値で測定し、評価差損益をPL計上</p> <p>②それ以外の金融負債</p> <p>当初公正価値で測定後、実効金利法による償却原価で測定</p>

## IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(金融商品:分類・測定)(3/3)

	日本基準	IFRS
償却原価の方法	利息法及び定額法による償却原価法が定められている	実効金利法により算定する
公正価値オプション (指定による公正価値測定)	規定なし	<p>【現行:IAS39】 金融資産・負債が会計上のミスマッチを相殺・大幅解消する場合等一定の条件を満たす場合には、当初認識時に毎期公正価値測定すること(評価差額はPL計上)を指定できる</p> <p>【改訂:IFRS9】 金融資産で償却原価で測定されるものについて、会計上のミスマッチを解消・大幅削減する場合には、毎期公正価値測定すること(評価差額はPL計上)を当初認識時に指定できる</p> <p>金融負債で償却原価で測定されるものについて、一定の要件を満たす場合には、金融資産と同様に毎期公正価値測定することを当初認識時に指定できる。その場合、公正価値変動のうち、企業の「自己の信用リスク」の変動による影響はOCIとして計上(リサイクリング禁止)、それ以外の変動はPL計上する(ただし、会計上のミスマッチをもたらす場合には、すべての変動をPL計上する)</p>